

日本バプテスト連盟

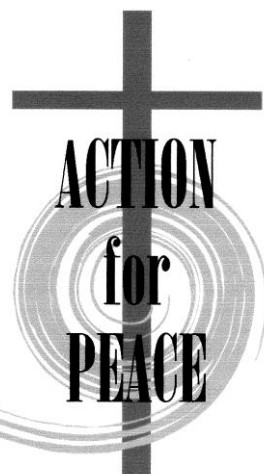
憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2017年 3月 15日 No.41

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



青年たちと憲法カフェ！

恵泉バプテスト教会 福永保昭

2017年2月5日（日）午後3時～東京地方連合青年会の集いとして、恵泉バプテスト教会で「青年・憲法カフェ」が行われました。参加は、15名程度の青年たちと10名程度のかつて青年たちでした。

講師の城倉啓先生（泉教会牧師）は、〇×クイズから始めて、憲法とは何か、を問いかけていきます。わからないことは恥ずかしい、と思わせない工夫もしながら、一緒に考えさせてくれました。ひっかけ問題もあって、楽しく答えることができました。間違えても、間違えなくても、そこで、どうしてそう思ったのか、という参加者の思いをしっかりと聞きながら、受け止めつつ進めてくださるのは、これまで何度も憲法カフェを主催して下さった講師ならではの配慮だな、と思います。

まずは、「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」の基本をわかりやすく確認し、それが私たちの生活とどのように結びついているか教えてくださいました。

〇×クイズに答える青年達との会話の中で興味深かったことは、青年たちの中にある本音がどんどん明らかになっていくところです。例えば、戦争反対と言っているけれども、本当は最低限の軍備が必要だ、と思っていることや、天皇制についても、これまで疑っても来なかった彼らの本音がどんどん出てきます。優等生の回答ではなく、普段思っているところから、もう一度憲法を見直し、聖書の価値観ではどういっているのか考えながら進められて

いきます。最初の一步から一緒に考えて歩もうとするととても良い集会となりました。実際、これまで「憲法カフェ」に参加した青年であっても、〇×を間違えてしまうような場面もあり、やはり何度も学ぶことは大事なことだと感じました。

「おもしろかった！」と皆が口にした「あっ」という間の楽しい一時間半でしたし、なぜ「憲法」を大事にするのかということと「聖書」の恵みがつながるような思いをいただいた時でもありました。

後半、平和宣言推進プロジェクトが作成した「平和のつくり方」を読み進めましたが、各項の主張が、「自由権」「参政権」「社会権」のどこに向かっているのか、ということと一緒に考えることで、社会に生きる私たちに今、どんな生き方ができるのか考えさせてくれる体験になったと思います。この学びからはじまり、共に生きる世界のために祈る行動とはどのようなものなのか、継続していくことが大事だと感じます。

ぜひ、若い人たちと一緒に学び続ける機会が増えればうれしいと思います。「まずは、わかりやすく！」講師の導きに感謝します。開催をお考えの方は、ぜひ、憲法アクションにお問い合わせください。

これまでの憲法カフェ

2016年

東京第一	7月31日(日)
相模中央	8月14日(日)
湘南台	9月25日(日)
市川八幡	10月23日(日)
花小金井	10月26日(水)
福岡連合	11月 3日(木)
上尾	11月13日(日)

* 以上、講師、城倉 啓

2017年

四日市	1月22日(日)	吉高 叶
東京北	2月12日(日)	富田なおみ *子どもプログラム

* 講師費・講師交通費は憲法アクションが負担いたします。

シリーズ「私の譲れないもの」

私のこだわり「内心の自由」

札幌バプテスト教会員 浦瀬佑司

私が生まれた 1947 年は、その 5 月 3 日に日本国憲法が施行された年である。勿論そんなことは知らずに育っており、そのことを知ったのは、初めて憲法について学んだ 1966 年のことだと思う。勿論高校の社会科で憲法の基本原則が民主主義、国民主権、平和憲法だというのは学んでいたが、自分の知識として識ったのは、19 歳になった頃である。思えば、今から 50 年余の昔だ。当時は進学が出来ずに、通信で法学の勉強を始めることとして、夏の暑い盛りにお茶の水の教室でスクーリングを受けていた。内容を定かに覚えているわけではないが、当時の通信教育部長は下村康正教授で、折角法学の学びを始めるのだから、「思想」、「世界」、「ジュリスト」を読めとすすめられ、法学セミナーと共に読み始めた。

このようにして憲法の勉強（独学に近い）を始めたが、送られてくる教材と共に読み進めるうちに、内心の自由についての比較憲法学の勉強にとっても関心を持つようになってきた。「ジュリスト」では、当時、奥平教授や潮見俊隆教授の論文が盛んに公開されており、その中で、政教分離制度の比較研究が多くなされていた。その中で驚いたのは、米国の判例であった。清教徒の建国した合衆国において、教室内において宗教的行事を行うことを憲法違反とし、少数者の権利を尊重することを是としているとの紹介は驚きに近いものだった。そこにおいては、個人の権利、尊厳に対する確固とした思想の確立があったと思う。このことから基本的人権のあり方を確認することとなった。

このような中、手にすることが出来た研究書があった。それは、米国留学を終えて東大に戻った伊藤正己教授の「言論・出版の自由」である。この中で伊藤教授は、精神的な自由権について述べ、表現の自由については、事前抑制があってはならないこと、制限するに当たっては、明確な基準が必要であること、そして明白にして現在の危機があるかどうかを判断すべきだと結論づけている。この考えは私の判断にとって、あらゆる場面において影響を与えているように思われる。

その後、北海道連合の社会委員会に加わり、当時札幌の白石バプテスト教会牧師をされていた小林洋一先生（現西南学院大学名誉教授）や故滝沢光隆牧師（当時小樽バプテスト教会牧師）の御両名に指導を受けながら、信仰面から、どのように政教分離を捉えるかを考えさせられたが、その一方の柱としては、合衆国憲法判例の積み重ねた考えがあったと思う。ここから始まって、私の靖国神社問題との関わりが、現在まで続いてきている。運動を継続する中で、生活が政治に深く関わっていることを覚えることとなった。信仰が生活化することを考えると、信仰そのものが政治と隔絶したものではなく、批判的に関わらざるを得ないことを確信している。

この間国家公務員を仕事してきたこともあり、政府の政策に反対する運動に関わることもあり、親切な教会員から仕事への影響について注意を忠告されたことや、仕事場の同僚の支えも忘れることは出来ない。また、運動のために、家を空けることもないわけではなかったことを考えると、家族の支えと理解に感謝しなければならない。

齢70となって、靖国神社問題特別委員を続けているが、地元では、靖国神社国営化阻止キリスト者グループ委員長を抜けれず、また紀元節復活反対道民集会代表という役までも受けざるを得ない状況となっているが、今の日本国憲法に対する自公政権のあり方を見たとき、次の世代に課題を残してはいけないとの思いが強く心に残っている。日本版NSC設置に始まり、特定秘密保護法の成立、安全保障関連法の改正、盗聴法の緩和そして今回の共謀罪の立法化への動きを見たとき、この国のこれからの歩みに大きな危機感を持たざるを得ない。折角与えられた（勝ち取ったのでないことが残念ではあるが）基本的人権や平和主義が、誤った民主主義の運営によって危機にさらされたとき、私たちがそのことに「否」を言う権利は決して失われてはならないのであり、政治的自由の基本にあることだと思う。そのためにも「内心の自由」は決して侵されてはならないし、確保し続けるための運動をやめてはならない。